

# 兵庫県公報

令和5年6月1日 木曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

公 告	ページ
○ 建築設計業務に係るプロポーザルの実施（営繕課）	1

## 告 示

### 建築設計業務に係るプロポーザルの実施

但馬地域新設特別支援学校（仮称）整備に係る基本及び実施設計業務を行う者を特定するため、次のとおりプロポーザルを実施する。

令和5年6月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

#### 1 趣旨

兵庫県特別支援学校教育第3次推進計画に基づいて、但馬地域の聴覚障害教育及び知的障害教育の一貫した支援体制の充実等を図るため、豊岡聴覚特別支援学校と出石特別支援学校を発展的に統合し、新たな特別支援学校の整備を進めるに当たり、整備の基本及び実施設計業務を行う者（以下「受託候補者」という。）を特定するため、公募によるプロポーザルを実施する。

#### 2 プロポーザルの概要

(1) 名 称 但馬地域新設特別支援学校（仮称）整備に係る基本及び実施設計業務プロポーザル

##### (2) 設計条件

ア 所在地 ①豊岡市九日市上町700—1外

②同 市九日市上町641—1

イ 敷地面積 ①22,288平方メートル

② 7,259平方メートル（計29,547平方メートル）

ウ 施設規模 ①校舎（RC造など、地上3階建、延床7,314平方メートル）

②体育館（RC造など、地上1階建、延床 850平方メートル）

③プール（RC造など、地上1階建、延床 100平方メートル）

④寄宿舎（RC造など、地上2階建、延床 850平方メートル）

##### (3) 受託候補者の特定方法

###### ア 1次審査

プロポーザルへの参加を希望する者から提出された参加表明書を評価し、技術提案書の提出を求める者（以下「被要請者」という。）を選定する。

###### イ 2次審査

被要請者から提出された技術提案書を評価し、最も優れた技術提案書を特定する。特定された技術提案書を提出した被要請者を、受託候補者として特定する。

###### ウ 評価方法

但馬地域新設特別支援学校（仮称）整備に係る基本及び実施設計業務受託候補者選定委員会が、あらかじめ定めた評価項目及び評価基準に基づき審査し、評価する。

委員長 相良二郎 神戸芸術工科大学工学部長

委員 室崎千重 奈良女子大学生生活環境学部住環境学科准教授

山下香 甲南女子大学文学部メディア表現学科准教授

福澤静司 兵庫県まちづくり部営繕課長

奥見啓友 兵庫県教育委員会事務局特別支援教育課整備推進官

##### (4) 事務局

兵庫県まちづくり部営繕課建築環境技術班（曾我部、橋本）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県庁1号館12階）

電話（078）341-7711 内線4804

### 3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、単独企業で次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 兵庫県（以下「県」という。）の測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿の「設計・監理」の建築（意匠）に登載されていること。
- (2) 県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当しないこと及び県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）を遵守すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び第2項各号に規定する者に該当しない者であること。
- (5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- (6) 建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項に規定する懲戒の処分を受けていない者であること。
- (7) 平成25年4月以降に実施設計を完了した、同用途又は同規模施設の新築（増築）実施設計業務を元請で受託した実績を有すること。（同用途施設の設計業務とは、小・中・高等学校又は中等教育学校、特別支援学校に関する設計業務とし、同規模施設の設計業務とは鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造で地上3階建て以上かつ延床面積8,000平方メートル以上の設計業務とする。）
- (8) 経験が豊富な有資格者を、本件に従事する総括責任者（管理技術者）及び主任技術者として配置できること。
- (9) 本プロポーザル手続開始日から契約締結の日までの期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者は、この限りでない。
- (10) 本プロポーザル及びその後の受託契約について、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約できること。

### 4 評価項目及び評価基準

- (1) 被要請者の選定基準（1次審査）
  - ア 取組方針（コンセプト、取組方針）
  - イ 事務所の能力（技術職員数、有資格者数、同用途施設・同規模施設の業務実績）
  - ウ 配置技術者の能力（保有資格、同用途施設・同規模施設の業務実績、経験年数、若手技術者の登用）
- (2) 技術提案書の特定基準（2次審査）
  - ア 業務実施方針（業務理解度、工程計画、配慮事項等）
  - イ 技術提案（テーマ別提案の内容）
  - ウ 委託料

### 5 手続等

- (1) 募集要項の公表
  - ア 公表日 令和5年6月1日（木）
  - イ 公表方法 県ホームページに掲示する。
- (2) 参加表明書の提出
  - ア 提出先 事務局
  - イ 提出期間 令和5年6月1日（木）から同月21日（水）まで
  - ウ 提出方法 持参又は郵送（必着）
- (3) 技術提案書の提出
  - ア 提出先 事務局
  - イ 提出期限 令和5年7月26日（水）
  - ウ 提出方法 持参又は郵送（必着）

### 6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語、通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否 要

- (3) 関連情報を入手するための照会窓口 事務局
- (4) その他詳細は、募集要項等の関連資料による。